

令和7年度実施分

市民活動団体と市の協働事業の提案を募集します。

小田原市市民活動・協働応援制度

市民×行政協働コース

応募の手引き 概要版

募集期間 5/〇(〇)~6/〇(〇)

問合せ先 小田原市地域政策課
〒250-8555 小田原市荻窪 300
(市役所 5階赤通路)

Tel 0465-33-1458

Fax 0465-34-3822

Email shimin-k@city.odawara.kanagawa.jp

詳しくは、市のホームページにある

「応募の手引き」をご覧ください。

トップページ「小田原で暮らす」「行政経営」

→ 市民活動・地域運営「市民活動」

→ トピックスの募集ページへ

QR

お気軽にご相談ください。

個別相談会も実施します。

日時 5/〇(〇)〇:〇~〇:〇

場所 UMECO会議室〇

申込 電話またはホームページから

「市民活動・協働応援制度 市民×行政協働コース」とは

これまでの提案型協働事業をリニューアルしたもので、市民活動団体の発想や専門性などを生かし、地域課題の解決や新たな市民サービスの創出を目指す制度です。

提案団体と市が対等な立場で役割分担を行い、協働して事業に取り組むことで、相乗効果が期待されます。

◆対象となる事業の要件（次のすべてに該当） ※単年度事業

- (1) 小田原市総合計画の方向性に沿った事業であること。
- (2) 新規性又は発展性の高い事業であること。
- (3) 市内で実施され、又は市民が受益者となる公益的な事業であること。
- (4) 市民活動団体の先駆性、専門性等の特性を活かした事業であること。
- (5) 市民活動団体と市との役割分担が明確かつ妥当であり、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。

これまでには
こんな事業が実施
されているよ！

子どもにも
環境にも優しい
校庭の芝生化

暮らしやすいまちを
目指して外国出身者の
生活や日本語学習を支援

シカの農林業被害
を減らすために
捕獲者の育成講座

市民ガイドが
観光案内をして
まちの魅力を発信



◆**企画提案できる団体（次のすべてに該当）** ※自治会・老人会・PTAなどは対象となりません。

- (1)原則として市民活動を行っている区域が小田原市内にある。
- (2)原則として1年以上継続して市民活動を行っており、今後も継続して市民活動を行う見込みがある。
- (3)営利を目的としていない。
- (4)市その他の行政機関が構成団体等に参加していない。
- (5)市民活動推進条例第10条第1項の登録をしている。（市民提案型協働事業の応募と同時に登録可）
- (6)予算及び決算の管理が適正に行われている。
- (7)事業の連絡責任者が特定され、かつ事業の成果報告ができる。

◆**事業テーマ** ※市が、特に協働で実施したいと考えていることです。テーマ外の提案も可能です。

1 ○○○○○事業	2 ○○○○○事業
-----------	-----------

◆**応募方法** ※郵送不可。提出時に、申請書類の内容を確認させていただきます。

事前に来庁日時をご連絡の上、小田原市役所地域政策課に申請書類をお持ちください。必要な書類は、市のホームページにある「応募の手引き」をご確認ください。

提出期限：令和6年6月10日（月）

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

◆**応募・審査等のスケジュール**

6月〇日（〇）	申請書類の提出期限
6月下旬～7月下旬	提案団体による市の担当課への事業説明・意見交換会
8月上旬	第1次審査（書類審査）
8月上旬～9月上旬	提案団体と市の担当課による意見交換、提案内容の確認と調整
9月中旬	意見交換結果確認書と事業提案書（調整後の提案書）の提出
10月上旬	第2次審査（公開プレゼンテーションと書類による総合審査）
10月中旬	実施事業の採択（審査結果をもとに、市が事業の採否等を決定）
令和7年3月	事業実施の決定（市議会での予算の議決を経て事業実施が決定）
令和7年4月から令和8年3月	協定書の締結・事業の実施（令和7年度事業として実施）
令和8年6月ごろ	事業報告会

◆**審査及び選考方法**

有識者等で構成する小田原市市民活動推進委員会の委員が審査・選考を行います。第1次審査は書類、第2次審査は公開プレゼンテーションと書類による総合審査です。

◆**事業の経費**

役割分担に基づき市に負担を求める場合、市負担額の上限は1事業100万円までが目安です。詳しくは、市のホームページにある「応募の手引き」をご覧ください。